

## 令和6年度 部局経営方針

部局名	福祉部	部局長名	東原 留美子	令和6年7月1日 現在	
<b>部局の経営資源</b>	職員数 (人)	6月補正後予算額 (千円)		令和6年度中に策定予定の計画 (根拠法令等)	
	正職員	68	一般会計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期日向市子ども・子育て支援事業計画(令和7年度～11年度)</li> <li>・(第3期日向市子どもの未来応援推進計画(令和7年度～11年度)上記計画に包含して策定)</li> </ul>	
	再任用職員	5	一般会計		9,480,220
	会計年度任用職員	50	特別会計		1,657
	任期付職員	6	前年度繰越額(千円)		
			一般会計		74,016
		特別会計	0		
<b>総合計画に基づく部局の経営戦略</b>	<p><b>【基本姿勢】</b>                      福祉部は、第2次日向市総合計画後期基本計画の基本理念「人権尊重・市民協働・地域力活用」のもと「住み慣れた地域で、共に助け合いながら、生きがいを持ち、笑顔で暮らせるまち」、「教育、医療などの子育て環境が整い、恵まれた自然環境の中で元気な子どもが育つまち」、「住み慣れた場所で自立した生活を送る元気な高齢者が暮らすまち」づくりを推進します。                      また、「地域共生社会の実現」を目指し、令和4年度に策定した「第4次日向市地域福祉計画」の推進を図ります。</p> <p><b>【総合計画・基本理念】</b>                      多様化、複雑化、高度化する市民ニーズや地域課題の解決のためには、「地域の在り方は地域が決める、地域が担う」という理念のもと、様々な課題に対し、市民自らに関心を持ち、地域活動に参加し、解決を図っていく自立したまちづくりを進めます。</p> <p><b>【総合計画・基本目標】</b>                      市民がともに支え合い、自立した生活を送るまちづくりを進めます。</p> <p>2-1 安心して子どもを産み育てられる環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療、保健、福祉、教育の更なる連携を図り、「ヘルシースタート事業」の充実と周知に努めます。</li> <li>・「子ども家庭総合支援拠点」を中核にして母子保健と要保護・要支援児童等への支援の連携を図るとともに、相談体制の強化とソーシャルワークの推進に努め、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行う機関である「こども家庭センター」の設置に向けて取り組みます。</li> <li>・子育て支援制度の充実、子育てと仕事の両立支援に努めます。</li> </ul> <p>2-4 障がい福祉の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいや障がいのある人への理解を深めるため、市民や事業者に対する啓発を行い、虐待の予防や早期発見、早期是正に努めます。</li> <li>・「基幹相談支援センター」や「地域包括支援センター」などと連携し、事業者間の連携強化や相談支援体制の充実、切れ目のない支援に努めます。</li> <li>・障がいのある人の社会参加や就労の場の確保に取り組み、労働環境や賃金水準の向上に努めます。</li> </ul>				

[様式1]②

## 令和6年度 部局経営方針

部局名	福祉部	部局長名	東原 留美子	令和6年7月1日 現在
総合計画に基づく部局の経営戦略	<p>2-5 地域福祉の充実と生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域福祉の理解や意識・環境づくりに取り組み、複合的な課題を解決するため、関係者や関係機関との連携を強化し、福祉サービスの提供や包括的な支援に努めます。</li><li>・生活保護の適正実施に努め、地域住民や関係機関等と連携しながら、社会参加や自立に向けた取組を推進します。</li><li>・子どもの貧困の解消を目指し、市民・地域・企業との連携を強化して、支援体制の充実を図るとともに、親子の居場所づくりを促進し、見守り、支える地域づくりに取り組みます。</li><li>・災害時、自力での避難が困難な「避難行動要支援者」への対策である個別避難計画の策定推進に向けて、モデル地区での取組をはじめ 地域で助け合う体制の構築を支援します。</li></ul>			

様式1-2 総合計画に基づく重点戦略と重点プロジェクト

【福祉部】

番号	戦略	重点プロジェクト	具体的な施策	代表的な指標(KPI)	施策の内容	所管課	R6予算事業名	R6現状と課題	R6取組内容	R6上半期	R6下半期	令和6年度 成果指標				事業内容と成果	事業を進める上での課題	課題を踏まえた今後の方針・方向性
												指標の説明	目標値	単位	実績値			
1	2	1	ヘルシースタート事業の充実	産後ケア事業や家事支援における満足度 [R1]87.9% [R6]98.0%	1 ヘルシースタート事業として、妊婦健康診査の助成や産後ケア事業、多胎妊婦サポーター事業、家事支援専車など、安心して産み育てられる環境づくりに取り組みます。	ヘルシースタート事業	妊婦健康診査・産後健康診査の助成、産後ケア事業の実施など支援体制の充実を図ることが課題です。	妊婦・産婦健診の助成、産後ケア事業等、個人の多様な状況に応じた支援を行います。	産科医療機関や助産院との連携を図りながら、妊婦健診や産後ケアを実施し、状況に応じた切れ目のない支援を行います。また、産後ケア事業のアンケートの回収率を高めるため、電子申請の導入を行います。	上半期と同様の取組を行います。また、産後ケア事業を受けた方全員からアンケートの回収率を高め、内容について心身ともに満足度が得られるように支援していきます。	産後ケア事業における満足度	98.0	%	100%	A	産後ケア事業について、宿泊型を開始し、1件の実施がありました。支援が必要な方の把握や実施機関との連携を図るなど、個人に合わせた産後ケア事業の利用となり、継続的な支援につなげることができました。また、アンケート回答率を高めるため、二次元バーコードを利用した電子回答を導入しました。	産後ケア事業の申請者は増加傾向にありますが、宿泊型については少ないため、引き続き周知を行う必要があります。更に、満足度を高めるために、今後もニーズに合った支援を行っていきます。	産後ケア事業利用者の終了後のアンケートをもとに、今後の取り組みの参考にする等、事業実施機関と情報の共有を行っていきます。また、アンケートの回収率を高めるため、電子回答の積極的な利用を呼びかけます。
2					2 日南子育て世代包括支援センターの利用促進を図ります。	ヘルシースタート事業	家庭や地域での妊産婦の孤立感や不安感の解消を図るとともに、安心して子育てができるよう、産前・産後サポート事業や支援プログラムの利用を推進することが必要です。	産前・産後サポート事業として、子育てサロンや各種支援プログラムを実施します。	出産や育児に不安を感じている妊産婦に対し、子育てサロンや各種支援プログラムの利用につなげます。	母子健康手帳を交付した方から、支援を行った妊産婦の割合	30.0	%	25.3	A	妊娠時に全ての妊婦と面談し、ハイリスク妊婦や特定妊婦を把握することで、妊娠期からの早期支援につなげました。また、支援が必要な産婦に産後ケア事業を提供し、産前・産後サポート事業においては、妊産婦の育児不安の軽減を図るとともに、育児に関する知識や手法が習得できるよう支援を行いました。	家庭や地域での妊産婦の孤立感や不安感の解消を図るとともに、安心して子育てができるよう、産後ケア事業や産前・産後サポート事業等の利用を推進することが必要です。特に産前・産後サポート事業については、産前の利用が少ないため、妊娠時の面談などの機会を通し、妊婦への周知を図ることが課題です。	産前・産後サポート事業として、今後も子育てサロン等を実施します。妊婦・出産・育児に関する相談・支援窓口として、令和7年度開設予定のこども家庭センターの周知を図り、母子保健に関する必要な支援を推進していきます。	
3					3 地域母子保健・育児支援システムの構築を図ります。	ヘルシースタート事業 子育て支援事業	妊娠前から出産を経て、乳幼児期に至るプロセスの中で支援が必要な家庭に対して、地域子育て支援拠点における交流や支援機会を積極的に提供していくことが必要です。	地域子育て支援センター及びつどいの広場における親子の交流と、ファミリーサポートセンターにおける相互援助等の子育て支援を促進します。	妊産婦健診や赤ちゃん相談、児童相談をふまえて、個別の保護者を地域子育て支援拠点における交流や家族・親子支援プログラムへつなげます。	ヘルシースタート事業や子育て支援サービスとの周知に取り組みながら、ファミリーサポートセンター援助会員数の増加やサポーターの利用促進に取り組めます。	地域子育て支援センター利用者数	7,200	人	10,606	A	地域子育て支援拠点の利用は引き続き増加しました。支援を要する世帯を地域子育て支援拠点や家族・親子支援プログラムへつなげるとともに、ファミリーサポート援助会員養成講座を回覧板で周知し、受講を経て助働会員の増加に至りました。	ファミリーサポートの利用はやや増加しましたが、さらなる周知や利用負担の軽減の検討など、引き続き利用促進を図っていく必要があります。	妊婦・子育てサポート事業や子育て支援サービスの周知に取り組みながら、特にファミリーサポートの利用促進に努めます。また、支援を要する世帯についての見守り・助産に関する地域子育て支援拠点との連携や家族・親子支援プログラムの利用を促進します。
4	2	1	子育て世代の経済的な負担の軽減	1 子ども医療費を中学3年生まで助成します。	子ども医療助成事業	助成額、対象児童数ともに減少傾向です。時間内受診、ジェネリック医薬品の推奨により医療費の抑制が必要です。	中学3年生までの児童の医療費を助成(自己負担350円)することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減し、児童の健全育成を図ります。	出生時または転入時に医療費助成資格の申請を促します。また、適正な受診を啓発し、医療費抑制に努めます。	上半期同様、漏れなく医療費助成の資格取得を促すとともに、適正な受診を啓発します。	受給者数	8,000	人	7,266	A	受給者数は減少傾向にありますが、医療費は横ばいの状況にあります。	1人あたりの医療費が増加傾向であることから、かかりつけ医を持つこと、時間内受診、ジェネリック医薬品の推奨など適正な受診を周知することにより医療費の抑制が必要です。	出生時等の医療費助成受給資格証交付時にかかりつけ医を持つこと、時間内受診、ジェネリック医薬品の利用を啓発します。	
5				2 「幼児教育・保育の無償化」などにより、保育料、幼稚園利用料の負担の軽減を図ります。	子育てのための施設等利用給付事業	令和2年8月以降、償還払いから法定代理受領へ変更したことで、保護者、園の事務負担軽減を行いました。	支給要件を満たした子どもが対象施設を利用した際に要する費用を支給することで、幼児教育の無償化の適正な事務に取り組みます。	法定代理受領により保護者や園の負担軽減を図りながら、適正な事務に取り組みます。	特定教育・保育施設入所児童数	2,200	人	2043	A	法定代理受領を実施することで保護者、園の事務負担の軽減を行いました。	認可外保育施設は償還払いであるため、保護者に手続きをお願いしています。	引き続き保護者や園の負担軽減のため、法定代理受領を実施していきます。		

様式1-2 総合計画に基づく重点戦略と重点プロジェクト

【福祉部】

番号	戦略	重点プロジェクト	具体的な施策	代表的な指標(KPI)	施策の内容	所管課	R6 予算事業名	R6現状と課題	R6取組内容	R6上半期	R6下半期	令和6年度 成果指標				事業内容と成果	事業を進める上での課題	課題を踏まえた今後の方針・方向性	
												指標の説明	目標値	単位	実績値				達成状況
6	2 安心して産み育てるみんななで子育てプロジェクト 1 未来へつなげる人づくり		2 子育て世代の経済的な負担の軽減	調査(女性の回答率)で「子育てがしやすいか」との間に「そう思う」「ややそう思う」と答えた割合 【R1】41.0% 【R6】50.0%	3 ひとり親家庭の生活支援や就業支援を行います。	こども課	児童扶養手当給付事業	毎月、一定の認定申請はあるものの、一方で離婚等による資格喪失も多く、受給者数・給付額ともに年々減少しています。	父または母と生計を同じくしていない児童を監護・養育している者に手当を支給し、生活の安定と児童の福祉の増進を図ります。	離婚時等に児童扶養手当についての説明を行います。制度の周知を図ります。6月の現況届の際に、児童の養育状況等を聴取し、不正受給の未然防止に努めます。	上半期同様、受給資格がある者に不利な旨が生じた場合に、制度の周知に努めます。	児童扶養手当延べ受給者数(毎月末時点の受給者数の計)	9,000	人	8,429	A	離婚時等に制度について周知を図り、児童扶養手当の申請を促しました。申請者数、支給額ともに減少傾向でしたが、令和6年度は増加しました。	離婚時等にこども課窓口において、制度の説明を行っているもの、こども課に異ならない場合もあり、すべての方に制度の周知を図れないことが課題です。	他の部署等と連携し、情報共有を行いながら、受給対象となりえる者を把握し、制度の周知を図ります。
7					ひとり親家庭医療費助成事業	助成金は年度によって増減はありますが、受給資格者は年々減少しています。適正な受診を促し、医療費の抑制を図ることが課題です。	母子及び父子家庭等に対し、医療費の一部を助成し、健康増進と自立更生の向上を図ります。自己負担額は、1人月額1,000円。	児童扶養手当同様、離婚時等に説明を行い、制度の周知を図ります。適正な受診を啓発します。	負担軽減世帯数	1,000	世帯	857	B	離婚時等に、児童扶養手当と併せて制度の周知を図り、母子及び父子家庭等医療費助成受給資格証の申請を促しました。	適正な受診を促し、医療費の抑制を図ることが課題です。	離婚時等に制度の周知徹底を図り、受給資格申請時や児童扶養手当の現況届時に、適正な受診を促します。			
8					3 ひとり親家庭の生活支援や就業支援を行います。	こども課	高等職業訓練促進給付金等事業	例年10人前後に給付金を支給しており、そのほとんどが看護師または准看護師の養成機関で修業しています。就職率は100%となっています。	母子家庭の母、父子家庭の父が就職の際に有利で、生活の安定に役立つ資格取得の養成訓練の受講に際し、安定した修業環境を提供するため給付金を支給します。	看護師等の養成機関で修業する者に給付金の申請を促します。	母子父子自立支援員との相談等から、次年度に看護師等の養成機関で修業を予定している方へ事業についての説明を行います。	受講後の就業率	100	%	100	A	看護師及び准看護師の養成機関等で修業した母子家庭の母に給付金を支給しました。受講後は資格を取得し、医療機関等に就業し、母子家庭の自立につながっています。	給付金を支給しているほとんどが看護師または准看護師の養成機関で修業しています。他の資格(介護士、薬剤師等)の養成機関受講でも対象となることを周知することが課題です。	日向市母子福祉協議会への協力依頼だけでなく、資格取得の養成機関にも制度の周知を依頼します。
9					自立支援教育訓練給付金等事業	こども課	助成者数が令和4年度1人、令和5年度0人であり、制度の利用者が少ない状況です。	母子家庭の母または父子家庭の父が、雇用保険の一般教育訓練給付の対象となる教育訓練を受講した場合に、受講料の一部を支給します。	日向市母子福祉協議会やハローワークと連携して、給付金の周知を図ります。	上半期同様、日向市母子福祉協議会やハローワークと連携して、給付金の周知を図ります。	受講後の就業率	100	%	100	A	雇用保険の一般教育訓練給付金の給付対象となる講座を受講した者に給付金を支給しました。受講後、就業し、母子家庭等の自立につながっています。	例年助成者数は2人程度となっており、制度の周知が課題です。	日向市母子福祉協議会や申請窓口であるハローワークに対象者への制度の周知を依頼し、助成者の増加を図ります。	

様式1-2 総合計画に基づく重点戦略と重点プロジェクト

【福祉部】

番号	戦略	重点プロジェクト	具体的な施策	代表的な指標(KPI)	施策の内容	所管課	R6 予算事業名	R6現状と課題	R6取組内容	R6上半期	R6下半期	令和6年度 成果指標				事業内容と成果	事業を進める上での課題	課題を踏まえた今後の方針・方向性	
												指標の説明	目標値	単位	実績値				達成状況
10					1 乳幼児健康診査や家庭訪問、赤ちゃん相談など子育てに関する支援に取り組みます。	ヘルプーシステム事業・発達障害児相談支援事業		各種乳幼児健康診査や健康診事後教室、育児相談、保育園等訪問を通じて、子どもの発育・発達に応じた切れ目のない子育て支援を充実していく必要があります。	各種乳幼児健康診査や健康診事後教室、育児相談、保育園等訪問を通じて、子どもの発育・発達に応じた相談や関係機関と連携した支援に取り組みます。	各種乳幼児健康診査及び健康診事後教室、育児相談、乳幼児家庭巡回訪問、保育園等訪問を一体的に取り組み、支援が必要な家庭には各種支援事業へつなぐ、継続的な支援を行います。	上半期同様に取り組みを行いながら、次年度へ向けての課題の抽出や相談・支援について検討を行います。	乳幼児健康診査の受診率(1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の法定健診分)	98	%	99.2	A	乳幼児健康診査の未受診者対策に取り組み、受診率の向上に努めました。また健康診事後教室や育児相談、家庭訪問、保育園等訪問を通じて、支援者を活用し、継続的な支援を行いました。	乳幼児健康診査や相談支援・訪問を通じ、関係機関と連携しながら、子どもの発育・発達に合わせた子育て支援を行うために、関係機関との連携体制を固めながら、事業を推進していきます。	子どもの発育・発達や生活習慣の確立等、子どもやその保護者に合わせた子育て支援を行うために、関係機関との連携体制を固めながら、事業を推進していきます。
11	1 未来へつなげる人づくり	2 安心して産み育てるみんなな子育てプロジェクト	3 子育て支援体制の充実	調査(女性の回答)で「子育てがしやすいか」との間に「そう思う」「ややそう思う」と答えた割合 [R1]41.0% [R6]50.0%	2 児童虐待の防止や子どもの貧困対策の充実に取り組みます。	児童虐待防止対策支援事業 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業		日向市要保護児童対策地域協議会においては、サポートプランを活用した個別世帯の支援の拡充が求められています。本年度は「第2期日向市子どもの未来応援推進計画」の最終年度であり、「第3期計画」の策定に取り組む必要があります。	日向市要保護児童対策地域協議会においては、サポートプランをふまえた個別ケース検討会議の充実を図りながら、個別支援の連携を推進します。子どもの貧困対策のさらなる推進へ向けて、「第3期日向市子どもの未来応援推進計画」を策定します。	個別ケース検討会議への参加が可能な要保護・要支援児童の世帯について、サポートプランの作成に取り組みます。「第3期日向市子どもの未来応援推進計画」の策定に向けて、「第3期日向市子どもの未来応援推進計画」を実施します。	サポートプランを活用した個別ケース検討会議をとおして、養育環境の改善を図ります。子どもの未来応援会議の審議を経て、「第3期日向市子どもの未来応援推進計画」を策定します。	要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議の開催数	100	回	112	A	実務者会議中学校校区部会を6校区・年2回開催し、要保護児童や特定妊婦のケースの進行管理を行い、構成機関・関係団体とともに支援の連携を推進しました。児童福祉法改正を受けて、支援対象世帯とともに作成するサポートプランにもつづく支援を開始しました。	要保護児童対策地域協議会では、各種会議の趣旨に応じた効率的な運営に努め、愛着形成や子どもの成長に応じた保護者の関わり、不登校等の課題に直面することもへのアプローチ等、重点を置いたケース事例の検討や意見交換に取り組みます。	要保護児童対策地域協議会においては、各種会議の趣旨に応じた課題の協議・ケース検討・研修に取り組みます。また、支援対象世帯が子ども家庭支援の受益につながるよう、サポートプラン様式の見直しを適宜、図ります。
12					3 子ども家庭総合支援拠点を設置します。	児童虐待防止対策支援事業		改正児童福祉法の令和6年4月施行を受け、子ども家庭総合支援拠点の有効活用と要保護児童等の世帯への家庭支援事業の利用を推進しつつ、子ども家庭センターへの移行に取り組む必要があります。	子ども家庭総合支援拠点及び家庭支援事業を活用した支援を推進するとともに、令和7年度における子ども家庭センターへの移行に取り組みます。	子ども家庭総合支援拠点と子ども家庭支援を検証しつつ充実を図るとともに、令和7年度からの子ども家庭センターへの移行に向けた準備を行います。	要保護・要支援児童ケースの支援総数	50	ケース	74	A	個別の世帯において、サポートプランの作成とプランにもつづく支援を開始するとともに、4つの事業を家庭支援事業に移行しました。また、子ども家庭センター開設に向けて、子育て支援係長・母子保護係長が経営支援員基礎研修を修了しました。	令和7年度に子ども家庭センターへの移行に取り組む必要があります。	センター機能の確保のとも、令和7年度上半期におけるセンターへの移行に向けて、地域資源開拓コーディネーターの配置、面接相談室機能の拡充、サポートプランの作成推進に取り組んでいます。	
13					4 子育てと仕事の両立支援と環境の充実	放課後児童クラブ事業		民間施設も活用し、令和5年度未時点、13クラブ(定員480人)を開設しています。	放課後児童クラブを13クラブ定員480人で開設し、放課後に保護者の監視を受けられない児童の適切な遊び場、生活の場を提供し健全育成を図ります。	新入生を中心に、入会手続きを行い、3つの事業者に事業委託を行います。運営に関しては、クラブの状況把握、問題点の解消に努めます。また、新たに民間施設を活用した児童クラブの開設を検討します。	委託業者と連携し、クラブの状況把握、問題点の解消に努めます。新たな児童クラブの開設について関係機関と協議を行います。次年度の児童クラブの会員募集を行います。	放課後児童クラブの年間定員利用数	91,000	人	96,062	A	13の児童クラブを設置し(定員480人)、放課後に保護者の監視を受けられない児童の遊び場、生活の場を提供し、子育てと仕事の両立を支援しました。	子育て支援環境を充実させるためには、新たな児童クラブの設置が必要です。また、放課後児童クラブを設置していない学区の保護者から放課後児童クラブの設置要望が出されています。	小学4年生までの児童を受け入れることとして募集します。放課後児童クラブの拡充(新たな設置)については、関係機関と協議を行います。



様式1-2 総合計画に基づく重点戦略と重点プロジェクト

【福祉部】

番号	戦略	重点 プロジェクト	具体的 な施策	代表的な指標 (KPI)	施策の内容	所管課	R6 予算 事業名	R6現状と課題	R6取組内容	R6上半期	R6下半期	令和6年度 成果指標				事業内容と成果	事業を進める上での課題	課題を踏まえた今後の方針・方向性	
												指標の説明	目標値	単位	実績値				達成状況
20	3	3	2	市民アンケート調査(20歳から39歳までの回答者)で「ずっと住み続けたい」「どちらかといえば住み続けたい」と答えた割合 【R1】41.0% 【R6】50.0%	1 地域福祉に関する普及啓発に努め、「自助・互助・共助・公助」の理念に対する理解や支え合いの意識を醸成します。	福祉課	重層的な支援体制整備事業	人口減少や少子高齢化が進む中で、地域における支え合いが希薄になってきています。支援を必要としている人に地域の住民が気づき、住民同士で支え合うつながりを改めて作り出すことが大切です。そのためには、自治会(区)や民生委員・児童委員などの関係者や団体とのネットワークを強化することが重要となります。	(1)参加支援体制の構築 (2)多機関の協働による包括的支援体制の構築 (3)アウトリーチ等を通じた継続的支援体制の構築 (4)研修等の実施 (5)介護、障がい、子ども、生活困窮分野の相談支援機関等の連携 (6)実施計画の策定、庁内連携体制の構築	(1)～(5)を日向市社会福祉協議会に委託して実施します。 (6)を福祉課が中心となり、関係機関や関係部署等との連携を図ります。	(1)～(5)を日向市社会福祉協議会に委託して実施します。 (6)を福祉課が中心に進め、実施計画は、関係機関や関係部署と協議及び意見照会等により、見直しを行います。	研修会・意見交換会等の開催	2	回	3	A	関係団体等との連携を進めるため研修会や意見交換会、アンケート等を実施しました。これにより本事業の周知に加え、事業の意義の再確認や取組内容の共有が図られました。上記の取組や庁内外の関係機関の意見を踏まえ「重層的な支援体制整備事業実施計画」の見直しを行いました。	地域福祉推進のため、引き続き本事業の周知に努める必要があります。相談ケースに対し、重層的な支援会議等を含めた実践の支援に向けた体制の充実が必要となっています。	本事業の周知に加え、効果的な支援体制づくりを図るための研修等を実施します。「重層的な支援体制整備事業実施計画」について、実施体制や連携のあり方等の見直しを引き続き行います。
					3 地域課題解決に向け、日向市社会福祉協議会、自治会(区)、民生委員・児童委員、ボランティア団体などの地域福祉を支える組織の機能やネットワークの強化を図ります。	福祉課	重層的な支援体制整備事業	地域福祉部の設置推進、担い手を育成します。	新たな地域福祉部の設置に向けた働きかけを行います。	研修会等により、他地区の地域福祉部の情報共有や意見交換等を実施し、意識の醸成を図ります。	地域福祉部の設置地区数	48	地区	47	A	地域福祉部に関する勉強会等の開催により、地域課題を把握し、解決に向けた福祉部の役割・機能について説明・協議等を行いました。	地域の現状に応じた地域福祉部の設置方法を検討する必要があります。引き続き、設置済みの自治会(区)に対するフォローアップが必要となっています。	新たな地域福祉部の設置推進に加え、フォローアップのため、研修会等を実施します。	
22					2 地域福祉を支える人材やボランティアを育成します。	福祉課	ボランティア活動支援事業	年齢等の属性に関わらず、誰もがボランティアを身近なものとして関心を持ち、気軽にボランティア活動への参加ができるような体制整備を図ることが必要です。また、緊急時に備えて普段からボランティアの力を活用できるような準備も重要です。	(1)ボランティア活動の相談、支援、調整等実施 (2)災害ボランティアの育成・拡大 (3)ボランティアネットワークの強化・推進 (4)福祉教育・体験・人材育成	(1)～(4)の取組を日向市社会福祉協議会に委託して実施します。	(1)～(4)の取組を日向市社会福祉協議会に委託して実施します。ボランティア研修等を実施します。	ボランティア研修の開催	1	回	10	A	福徳ボランティア養成講座や災害ボランティア研修会等を実施しました。小・中学校等での福祉教育を推進しました。	災害発生時、円滑なボランティア活動が行えるよう、世代を問わず担い手育成や、平常時から有事を想定した研修・交流を行うことが必須となっています。	各種研修や学校での福祉教育によって、地域福祉の担い手や災害ボランティアの育成を図ります。

様式1-3 その他に取り組む重点事業

【福祉部】

番号	基本目標名称	施策名称	具体的な施策名称	所管課	R6予算事業名	R6現状と課題	R6取組内容	R6上半期	R6下半期	取組結果	今後の方向性
1		4	② 地域生活の支援	福祉課	障害児通所支援事業	障害児通所事業の実施事業所は年々増加傾向にあります。重度障がい児に対するサービス提供事業所は少ない状況にあります。	重度障がい児へのサービスの充実については、日向入郷障害保健福祉圏域の課題として、引き続き圏域において協議を行います。	県や近隣市町村と連携を図り、重度障がい児へのサービス提供事業所の開設に向け、関係機関に働きかけを行います。	県や近隣市町村と連携を図り、重度障がい児へのサービス提供事業所の開設に向け、関係機関に働きかけを行います。	宮崎県障がい福祉課とともに、医療的ケア児が利用できる短期入所の開設に向けて、市内医療機関に対して働きかけを行いました。開設検討には至りませんでした。	引き続き県とも連携し、医療的ケア児の利用できるサービス提供事業所の開設に向けて取り組んでいきます。また、医療的ケア児者の短期入所利用促進のため、「医療的ケア児等短期入所拡大促進事業」の実施を検討していきます。
2	2 健康福祉	5 地域福祉の充実と生活支援	① 地域福祉の推進	福祉課	「地域福祉計画」推進事業	推進施策の取組状況に関し、評価方法及び取りまとめ結果の公表方法を分かり易いものにするため検討する必要があります。	第4次計画における推進施策の進捗確認と評価を行います。	第4次計画の取組内容の推進、前年度の進捗確認、評価の審議を行います。	第4次計画の取組内容の推進、前年度の評価結果を公表します。	施策の進捗状況を市地域福祉推進委員会に諮り、結果を公表しました。推進委員の意見を基に評価方法等を見直しました。	第4次日向市地域福祉計画の進捗について、適正な把握と管理に努めます。
3			② 生活支援と自立の促進	福祉課	生活保護費	生活保護に関する面接相談及び保護の決定において、必要な生活保護が滞りなく決定されるように、福祉事務所における相談体制として、職員数の維持が必要です。	だれもが安心して生活が営めるように、生活に困窮した方が相談しやすい体制を確保するとともに、一層の適正化に取り組みます。	昨年度の生活保護の相談・申請状況や受給者の生活状態をもとに、生活保護業務実施方針を策定します。他法他施策の活用等を視野に入れながら、現業活動を行い、併せて課税調査を実施します。	全受給世帯から徴収する「資産・収入申告書」をもとに、未申告収入・手持金の確認を行います。	現業員の訪問・面談による生活実態や課税調査等による収入状況の把握に努めるとともに、援助方針に基づき被保護世帯の自立に向けた支援を行いました。	生活に困窮した方が相談しやすい体制づくりを行います。被保護世帯については、訪問や面談により生活実態、収入状況を確認し、自立に向けた支援を行います。
4			福祉課	生活保護の適正実施推進事業(補助対象)	65歳未満の被保護者において、就労に向けて課題を抱える方が多く、支援を行っても実際の就労までには至らないケースがあります。	自立支援相談員、医療扶助相談指導員、特別指導員の配置、セプト点検、面接相談員による生活保護相談等を実施します。	就労支援・健康管理支援を要する被保護者を現業員が選定し、策定した長期・短期目標に基づきながら被保護者の自立に向けた支援を行います。	策定した長期・短期目標に基づきながら被保護者の自立に向けた支援を行います。	要就労支援者に対し、現業員と専門員が面談や訪問を行い、就労に向けた必要な支援や現状の確認を行いました。	要就労支援者への、就労による自立に向けた支援を継続します。	

様式1-3 その他に取り組む重点事業

【福祉部】

番号	基本目標名称	施策名称	具体的な施策名称	所管課	R6予算事業名	R6現状と課題	R6取組内容	R6上半期	R6下半期	取組結果	今後の方向性
5	2 健康福祉	5 地域福祉の充実と生活支援	② 生活支援と自立の促進	福祉課	生活保護の適正実施推進事業(市単)	被保護者は、健康上の課題を抱える人が多いにもかかわらず、改善に向けた諸活動が低調な状況にあり、自立助長の観点から、健康増進を支援する取組を進める必要があります。	嘱託医による医療の要否判定を行うとともに、レセプトデータに基づいた生活習慣病予防等を行う被保護者健康管理支援事業の円滑実施に取り組めます。	医療介護扶助の適正実施に向け、医療費等分析データ等を活用して健康管理支援対象者を抽出します。見守りを要する被保護者に対しては、地域包括支援センター等の関係機関とも連携した支援を行います。	医療介護扶助の適正実施に向け、医療費等分析データ等を活用して健康管理支援対象者を抽出します。見守りを要する被保護者に対しては、地域包括支援センター等の関係機関とも連携した支援を行います。	レセプトデータの活用により健康管理が必要な被保護者を選定し、現業員と専門員が面談や訪問を行い、生活実態を確認したうえで健康増進を助長する助言及び指導を行いました。	健康管理が必要な被保護者の選定を行い、専門員による健康管理支援を継続します。
6				福祉課	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者が抱える課題は、経済的困窮をはじめとして、就労活動困難や病気、家計管理など複雑かつ多様化しています。中には、自ら支援を求めることが困難な人もいます。地域における互助の関係づくりや各機関との連携、就労や教育への支援の充実が必要です。	日向市社会福祉協議会に業務を委託し、生活困窮者の社会的・経済的自立を支援するため、自立相談支援事業を実施します。また、相談者の意向を確認しながら、家計改善支援事業や子どもの学習・生活支援事業、居場所サロン事業等を行います。	日向市生活相談・支援センター心からを開設し、生活困窮に至った世帯が長期に安定した自立生活を送ることができるように関係機関と連携を図りながら支援を行います。また、就労準備支援事業の事業開始に向けた検討を行います。	日向市生活相談・支援センター心からを開設し、生活困窮に至った世帯が長期に安定した自立生活を送ることができるように関係機関と連携を図りながら支援を行います。また、就労準備支援事業の事業開始に向けた検討を行います。	日向市社会福祉協議会に業務を委託して、自立相談支援、家計改善、子どもの学習支援等、継続した支援を実施するとともに、就労準備支援事業の開始に向けた検討を行いました。	生活困窮世帯の自立を支援する各種事業を継続するとともに、就労準備支援事業が開始できるように努めます。
7	4 生活環境	2 防災体制の充実	② 災害に強いまち	福祉課	災害応急対策の充実に関する経費	個別避難計画作成の推進について、作成方法や支援の在り方を改めて見直していく必要があります。福祉避難所については設置・運営マニュアルの内容を検討する必要があります。	個別避難計画の作成を推進するため、作成方法や作成主体、地区の拡大を検討します。	個別避難計画作成の委託や補助の実施に向けた検討を行います。	新たな取組を実施する場合は、関係機関や地域との事前協議を進めます。	個別避難計画をモデル地区等において58件作成しました。協定施設の協力のもと、福祉避難所の設置・運営訓練を実施しました。	モデル地区の成果を基に他の地区においても個別避難計画作成の推進を図ります。福祉避難所について、協定施設との連携のあり方等を随時見直します。

様式1-4 行財政改革大綱に基づく行動計画

【福祉部】

番号	基本方針	取組項目	実施項目	所管課	R6取組内容	R6上半期	R6下半期	取組実績
1	市民に信頼される行政サービスの提供	広報・広聴活動の充実	市政の情報発信の充実	全課	市HP及び子育て支援アプリを活用した事業・サービスのPRと取組の振り返りを行います。	重点事業や新規・拡充事業のPRを行います。	広報活動状況について振り返りを行います。	市ホームページやSNS、市公式アプリの子育て支援機能等を活用して物価高騰対策関連の給付金や各種サービス・支援情報を発信しました。
2		職員の育成	災害に対する職員対応能力の強化	全課	業務時・業務外における職員の危険回避対応の確認を行います。	業務時・業務外における職員の危険回避対応の個別確認を行います。	確認された危険回避対応について、個別に点検・検証を行います。	避難訓練等を通して職員の危険回避対応の確認を行うとともに、実際の地震発生時の対応における振り返りも随時行いました。
3		市民に開かれた市役所づくり	窓口サービスの充実	全課	窓口業務マニュアルの作成・見直しを通じたサービスの充実を図ります。	業務におけるマニュアルの有無の確認、見直し、作成を行います。	作成・見直した窓口業務マニュアルを共有し、サービスの充実を図ります。	業務におけるマニュアルの見直しを随時行いました。
4		情報公開と個人情報保護	情報公開制度と個人情報保護制度の適正な運用	全課	個人情報の保護に努め、適正な情報開示の運用を行います。	個人情報を共有する関係機関との協議会等において、情報保護の徹底について会議開催時に周知を行います。情報開示請求については適正な対応を行います。	関係機関への周知および確認経過について振り返りを行います。	要保護児童対策地域協議会実務者会議校区部会や重層的支援体制整備事業に係る会議等において、個人情報保護の徹底を毎回周知しました。
5	効果的・効率的な行政経営の推進	計画的な行政経営の推進	事務事業の見直し	全課	事務事業の見直し並びに効率性の向上に努めます。	見直しできる事務事業について検討を行います。	取り組んだ事務事業の見直しについて振り返りを行います。	電子申請システムを積極的に活用し、庁内・外の業務における申請や各種報告のデジタル化を推進しました。
6		行政運営の効率化の推進	内部統制体制の整備	全課	業務におけるマニュアルの作成を推進します。	各業務においてマニュアルの有無及び必要性について確認します。	マニュアル作成を推進します。	業務におけるマニュアルの作成を推進しました。
7		行政運営の効率化の推進	民間活力の活用	福祉課	指定管理者と連携し、より良い施設のあり方を目指します。	運営検討委員会等の場を生かし、積極的な意見交換に努めます。	運営委員会等で出された課題について改善を図ると同時に、次期契約更新に向けて検討します。	日向市障がい者センターの運営検討委員会において、関係者間で課題の協議等を行いました。
8	未来につなげる財政運営	行政運営の効率化の推進	職員の働き方改革	全課	DXやアウトソーシングの推進等により、職員の業務負担の平準化を図ります。	DXやアウトソーシングを推進します。各業務の繁忙時には課内における声かけ・サポートを行い、可能なフォローを図ります。	DXやアウトソーシングを推進します。各業務の繁忙時には課内における声かけ・サポートを行い、可能なフォローを図ります。	給付金事務の業務増加等に対し、DXやアウトソーシングによる業務の負担軽減や平準化を図りました。
9		適正な財政運営	補助金等の見直し	全課	事業実績報告や収支決算書などにより、実態に合った交付額となるよう、引き続き精査に努めます。	前年度交付額の確定事務において、精査に努めます。	翌年度当初予算要求時において、社会情勢やニーズを踏まえ、精査に努めます。	各種団体等からの事業実績報告や収支決算書等を基に、交付金の活用状況・妥当性について確認しました。
10		自主財源の確保	債権管理の推進	全課	各係において適正な債権管理に努めます。	各係において債権管理マニュアルと照合して債権管理状況の点検を行います。	上半期の取組を通して、債権管理のプロセスにおいて必要な見直しを行い、適正な債権管理に取り組みます。	各係において市の債権管理マニュアル各編に基づき、適正な債権管理に努めました。
11	未来につなげる財政運営	自主財源の確保	広告掲載事業の拡充	こども課	子育てガイドブックにおける広告掲載を継続します。	子育てガイドブックのレイアウト及び広告掲載数について検討を行います。	子育てガイドブックにおける広告掲載を継続します。	子育てガイドブックにおける広告掲載を継続しました。